

豊田市高齢者クラブ連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市高齢者クラブ連合会及び地区高齢者クラブ連合会（以下「両高齢者クラブ連合会」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、両高齢者クラブ連合会が行う高齢者の生きがい及び健康づくりに資する事業に対して補助金を交付することにより、当該事業を推進し、もって明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 豊田市高齢者クラブ連合会（以下「市高連」という。）

(2) 地区高齢者クラブ連合会（以下「地区高連」という。）

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、別表に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる交付基準に基づいて算定した額とする。

2 前項の補助金の額の決定に当たり、算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 会則を整備するとともに、組織の構成及び役員名を明確にしておくこと。

(2) 補助事業に係る書類及び帳簿類を整理し、補助金の使途を明らかにしておくこと。

(補助金交付申請)

第8条 規則第4条に定める交付申請は、交付申請書又はあいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、毎年度の4月30日までに行わなければならない。

(交付の通知)

第9条 市長は、規則第4条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の除外)

第10条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を行わないことができる。

- (1) 補助事業者の役員又は会員（以下「役員等」という。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が補助事業者の運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助事業者の役員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 補助事業者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 補助事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）又は実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の方法及び精算)

第12条 補助金は、概算払により交付し、事業完了後に精算を行うものとする。

(書類等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業に関する資料の提出を求め、又は検査を行

うことができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第10条各号のいずれかに該当したとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条、第5条及び第6条関係）

補助事業・補助対象経費・交付基準

区 分	補 助 事 業	補助対象経費	交 付 基 準
市高連	市高連運営事業	運営に係る人件費 及び事務費	1 補助率 80% 2 限度額 会員数に90円を 乗じた額
	1 活動促進事業 2 健康づくり・介護 予防支援事業 3 地域支え合い事業 4 若手高齢者組織化 ・活動支援事業 5 その他市高連とし て取り組むことが 適当な事業	1 消耗品費 2 印刷製本費 3 通信運搬費 4 会場設営費 5 賞品代 (上位賞のみ) 6 謝礼 7 会場借上料 8 資材費 9 バス借上料	1 補助率 80% 2 限度額 2,500千円
地区高連	1 地区高連運営事業 2 活動促進事業 3 健康づくり・介護 予防支援事業 4 地域支え合い事業 5 若手高齢者組織化 ・活動支援事業 6 その他地区高連と して取り組むこと が適当な事業	1 消耗品費 2 印刷製本費 3 通信運搬費 4 賞品代 (上位賞のみ) 5 謝礼 6 借上料 7 交通費 8 会議用茶葉代	1 補助率 80% 2 限度額 1 地区につき 280千円

注意 補助金の総額が当該年度の予算額を超えるときは、市高連及び地区高連の事業内容を勘案して、市長が補助金の額を決定する。